

令和7年度 マチニワイベント支援事業 実施要項

1. 本事業の趣旨・目的

八戸まちなか広場マチニワ（以下「マチニワ」という）を会場とした飲食や物販を伴う一定規模のイベントの開催を支援し、中心街の賑わい創出や回遊性の向上を図り、地域経済を活性化することを目的とします。

2. 支援対象

支援の対象となる方（以下「支援対象者」という）は、次に掲げる要件に該当する方とします。

- (1) 八戸市内に店舗又は事業所等を有する事業者を含む、恒常的な営業の実態があり飲食や物販等を行う事業者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) イベントを完遂できると認められること。

3. 支援対象イベント

支援の対象となるイベント（以下「支援対象イベント」という）は、来街者の増加や飲食や物販の消費等による地域経済への波及効果が見込まれるイベントで、以下の全ての要件に該当するイベントとします。

- (1) マチニワで開催される飲食・物販等の販売促進を伴うイベントであること。
- (2) 上記支援対象者が3者以上の共同により開催するイベントであること。
- (3) 原則、マチニワ全面を使用して行うイベントであること。
- (4) 不特定多数が参加できるイベントであること。
- (5) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるイベントでないこと。
- (6) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるイベントでないこと。
- (7) 政治活動又は宗教活動その他これらに類するイベントでないこと。
- (8) その他支援対象イベントとして適当なイベントであること。

4. 支援内容

①通常期（令和7年4月～11月）

- ・土曜日、日曜日、祝日、祝日法第3条第2項による休日（振替休日）は、施設使用料の3分の2減免
- ・平日の施設使用料3回まで全額減免（4回目以降は3分の2減免）

②冬期（令和7年12月～令和8年3月）

- ・施設使用料の全額減免

※施設使用料は営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料

5. 支援対象期間

支援対象イベントは、令和7年3月1日以降に「八戸まちなか広場使用許可申請」をし、かつ、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施されるイベントを対象とします。

6. 申請手続き

- (1) 申請者は、「マチニワイベント支援事業実施申請」及び「八戸まちなか広場(マチニワ)使用許可申請」を提出してください。
- (2) 申請者は、支援対象者またはイベント主催者とし、八戸まちなか広場使用許可申請者と同一とします。
- (3) 申請は、八戸ポータルミュージアム4階事務室で直接申請してください。(ウェブでの申請は不可)
- (4) 「マチニワイベント支援事業実施申請」は、支援対象イベント実施日の30日前に提出してください。
※締切りを過ぎた場合は、支援対象外となり、通常の施設使用となります。
- (5) 飲食を伴うイベントを実施する場合は、八戸市保健所(衛生課)へ事前に相談が必要です。イベント実施日の1か月前までに、八戸市保健所へ事前相談をしてください。
- (6) 申請書様式は、八戸まちなか広場 マチニワホームページ(machiniwa8.jp)からダウンロードできます。

7. 決定の通知

申請内容をもとに、支援対象イベントとしての可否を確認し、結果を通知します。決定通知を受けた後、速やかに「八戸まちなか広場使用料減免申請書」を提出してください。

8. 施設使用料及び設備器具使用料の納付

申請者は、支援対象イベント実施日の15日前又は市長が定める期限のいずれか早い日までに、施設使用料を支払うものとします。ただし、特段の理由がある場合は除きます。

申請者は、支援対象イベントが終了後、速やかに設備器具使用料を支払うものとします。

9. 実施報告

申請者は、支援対象イベント終了後は、開催状況のわかる資料(写真、広告物、イベント掲載記事等)を添えて、実施報告書を完了の日から起算して30日以内又は完了の日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに提出してください。

10. 決定の取消し

支援対象イベントの内容及び支援対象者が支援の要件に合致しないと判明したときは、イベントの支援を取り消す場合があります。

11. その他条件

- (1) イベントを実施する際は、積極的な広報活動により広く周知を図ってください。また、広報物・看板等に「マチニワイイベント支援事業」であることを明記してください。
- (2) 飲食を伴うイベントを実施する場合は、八戸市保健所（衛生課）への事前相談が必要です。申請者は、飲食を伴うイベントの場合、飲食提供事業者に対し、八戸市保健所への許可や届出等の確認を完了しているか、イベントの実施前に必ず確認をしてください。
- (3) イベント開催前に、八戸ポータルミュージアム担当者と会場のレイアウト等も含めた事前打ち合わせをしていただきます。
- (4) 設備器具使用料は有料です。
- (5) その他、施設の使用に関してこの要項に定めのないことについては、通常の施設使用の例によることとします。

12. 問合せ・提出先

〒031-0032 八戸市三日町 11-1

八戸ポータルミュージアム 「マチニワイイベント支援事業係」

TEL : 0178-22-8228 Fax : 0178-22-8808

Mail: hacchi@city.hachinohe.aomori.jp

HP: machiniwa8.jp

◎マチニワイベント支援事業の諸条件まとめ

申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・マチニワイベント支援事業実施申請書 ・八戸まちなか広場使用許可申請書 <p style="text-align: right;">} それぞれ申請が必要です。</p> <p>※申請締切りは、イベント開催日の30日前まで ※申請場所は、八戸ポータルミュージアム4階事務室</p>
申請者	マチニワの使用許可申請者と同一の方
支援対象者	八戸市内に店舗又は事業所等を有する事業者を含む、恒常的な営業の実態があり飲食や物販等を行う事業者。
対象イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・マチニワで開催される飲食や物販を伴うイベント ・上記支援対象者3者以上で開催されるイベント ・原則マチニワ全面を使用して行うイベント
対象期間	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)
支援内容	<p>① 通常期(令和7年4月～11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、祝日、祝日法第3条第2項による休日(振替休日)は、施設使用料の3分の2減免 ・平日の施設使用料3回まで全額減免(4回目以降は3分の2減免) <p>② 冬期(令和7年12月～令和8年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料の全額減免 <p>※施設使用料は営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料</p>
使用料の納付	<p>① 施設使用料 支援対象イベント実施日の15日前までに支払う。ただし、特段の理由がある場合は除く。</p> <p>② 設備器具使用料 支援対象イベントが終了後、速やかに支払う。</p>
その他	<p>① イベントを実施する際は、積極的な広報活動により広く周知を図ってください。また、広報物・看板等に「マチニワイベント支援事業」であることを明記してください。</p> <p>② 飲食を伴うイベントを実施する場合は、八戸市保健所(衛生課)への事前相談が必要です。申請者は、飲食を伴うイベントの場合、飲食提供事業者に対し、八戸市保健所への許可や届出等の確認を完了しているか、イベントの実施前に必ず確認をしてください。</p> <p>③ イベント開催前に、八戸ポータルミュージアム担当者と会場のレイアウト等も含めた事前打ち合わせをしていただきます。</p> <p>④ 設備器具使用料は有料です。</p> <p>⑤ その他、施設の使用に関してこの要項に定めのないことについては、通常の施設使用の例(※)によることとします。 ※「八戸まちなか広場条例」「八戸まちなか広場条例施行規則」参照</p>